

## 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、へき地医療における医療従事者の移動の手段を確保し、及び当該移動に係る負担の軽減を図るため、へき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）3に規定するへき地診療所をいう。以下同じ。）を設置する市町村（以下「補助事業者」という。）が行う医療従事者移動用自動車（へき地診療所で業務を行う医療従事者が、専らその業務に係る移動のために用いる自動車をいう。以下同じ。）の整備に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助事業者に岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助金の基準額、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、第一号の額と第二号の額とを比較して小さい方の額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 一 別表の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して小さい方の額
- 二 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助事業者は、補助事業の内容の変更（次に掲げる場合を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業に要する経費に係る変更で、20%未満の減額の変更である場合
  - イ 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合
- ニ 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- 三 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。
- 四 知事は前号の報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができること。
- 2 補助事業者が前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号に掲げる申請書には、当該様式において定める書類を添付しなければならない。
- 一 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金に係る補助事業の経費配分変更（内容変更）承認申請書 別記第2号様式
- 二 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式
- 3 補助事業者が第1項第3号の規定により知事に報告する場合の様式は、別記第4号様式のとおりとし、当該様式において定める書類を整理しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定を受けた日から10日以内とする。

（実績報告）

第7条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第8条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第21条第2号の知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部に相当する金額を県に返還させることができる。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第10条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した日の属する年

度の翌年度以降5年間とする。

(書類の提出部数及び経由)

第11条 この要綱に基づき提出する書類は2部とし、区域を所管する保健所長を経由するものとする。

(補助事業の表示)

第12条 補助事業者は、補助事業により整備した備品に県補助事業を受けて実施した旨を表示するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1台あたり 3,200千円</p>	<p>へき地医療従事者の移動に必要な移動用自動車の購入に係る以下に掲げる費用</p> <p>(1) 車両本体(4WD仕様若しくは寒冷地仕様の車両又は両方の仕様を備える車両を含む。)</p> <p>(2) スタッドレスタイヤ(ホイール付き 4本) 1組</p> <p>(3) カーナビゲーションシステム 1台</p>	<p>2分の1</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2）
- (3) その他参考資料

第2号様式（第5条関係）

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金に係る補助事業の  
経費配分変更（内容変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について  
下記のとおり経費配分変更（内容変更）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更後申請額 金 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

(1) 所要額調書（別紙1-1）

(2) 事業計画書（別紙1-2）

（注）変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第5条関係）

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金に係る補助事業の  
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について、  
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金について、岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金交付要綱第8条第3号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(県補助金返還相当額)  
金 円
- 3 添付書類
  - (1) 2の金額の積算内訳
  - (2) その他参考資料

第5号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度岐阜県  
へき地医療用自動車整備事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて  
報告します。

記

- 1 所要額精算書（別紙2-1）
- 2 実績報告書（別紙2-2）
- 3 その他参考となる資料

第6号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度 岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった 年度  
岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

振り込みは下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号

## 経 費 所 要 額 調

補助事業者名 ( )

区分	総事業費 (a)	寄附金 その他の 収入額 (b)	差引事業費 (c) = (a) - (b)	対象経費の 支出予定額 (d)	基準額 (e)	選定額 (f)	県補助 所要額 (g)
	円	円	円	円	円	円	円

**注意**

- 1 「総事業費」(a)欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
- 2 「選定額」(f)欄には、「差引事業費」(c)と「対象経費の支出予定額」(d)と「基準額」(e)とを比較して最も小さい額を記入すること。
- 3 「県補助所要額」(g)欄には、「選定額」(f)から千円未満を切り捨てた額を記入すること。

## 事業計画書

- 1 名称及び所在地
- 2 事業の種類（補助金名）
- 3 へき地診療所名
- 4 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—	0	—	
2 補助対象外分				円	円		
小計	—	—	—	—	0	—	
合計	—	—	—	—	0	—	

## 経費所要額精算書

補助事業者名 ( )

区分	総事業費 (a)	寄附金 その他の 収入額 (b)	差引事業費 (c)=(a)-(b)	対象経費の 実支出額 (d)	基準額 (e)	選定額 (f)	県補助 交付 決定額 (g)	県補助 所要額 (h)	県補助 受入済額 (i)	差引 過不足額 (j)=(h)-(i)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

## 注意

- 1 「総事業費」(a)欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
- 2 「選定額」(f)欄には、「差引事業費」(c)と「対象経費の実支出額」(d)と「基準額」(e)とを比較して最も少ない額を記入すること。
- 3 「県補助所要額」(h)欄には、「選定額」(f)と「県補助交付決定額」(g)とを比較して少ない方の額を記入すること。(千円未満切り捨て。)

## 事業実績報告書

- 1 名称及び所在地
- 2 事業の種類（補助金名）
- 3 へき地診療所名
- 4 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—	0	—	
2 補助対象外分				円	円		
小計	—	—	—	—	0	—	
合計	—	—	—	—	0	—	